

平成25年3月28日
中国四国管区行政評価局

公共交通機関の運行安全及び利便に関する行政評価・監視 - 路線バス、路面電車を中心として - 【行政評価・監視結果に基づく改善通知に対する改善措置状況】

中国四国管区行政評価局(局長:佐藤克彦)は、路線バス、路面電車の運行安全及び利便の向上を図る観点から、平成24年8月～12月にかけて、広島県内の路線バス事業者、路面電車運行事業者(軌道事業者)における運行管理の状況や、利用者の利便確保対策の実施状況を調査し、24年12月27日、路線バス事業者、路面電車運行事業者を指導監督する中国運輸局及び広島労働局に対して改善意見を通知しました(12月27日、公表済み)。

これに対して、中国運輸局及び広島労働局から、改善状況についての回答(平成25年2月27日)がありました。さらに、3月25日、中国運輸局から追加して回答がありました。

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局 第一部第1評価監視官室

(担当) ^{ふじさわ たかざね} 藤澤、高實

(電話) 082-228-6171 (F A X) 082-228-4471

通知事項:1 路線バスの運行安全及び利便確保対策

(1) バス事業者における運行安全の確保

① 制限速度の遵守

(通知事項等)

(制度の概要等)

路線バス事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない(道路運送法第22条)。

(主な調査結果)

- ・ 恒常的な高速乗合バスの速度超過運行
- ・ 高速道路における速度超過を前提としたダイヤ設定の懸念

通知

(通知事項)

- 中国運輸局は、事故を未然に防止し乗客の安全を確保する観点から、路線バス事業者に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。
- i 路線バスの運行に当たっては、制限速度の遵守を徹底すること。また、輸送の安全性の確保が図れるよう基本方針を見直すこと。
 - ii 運行ダイヤについては、制限速度の遵守を前提として設定すること。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、高速乗合バスの運行に係る制限速度の遵守状況を自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② 今回の行政評価・監視結果を受け、中国運輸局において、関係事業者へのヒアリング及び高速乗合バス添乗調査を行ったところ、行政評価・監視結果と同様に恒常的な速度超過、運行ダイヤの遅れ及び運転者への指導不足等を確認
- ③ ①の自主点検結果、②のヒアリング・添乗調査結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i) 運転者に対する最高速度厳守の指導教育を再度徹底するとともに、恒常的に運行ダイヤの遅れが発生している路線にあっては、適宜適切な運行ダイヤの見直しを行うこと。
 - ii) 運行ダイヤの基本となる運転基準図を見直す際は、停留所での客扱い時間及び道路の渋滞等を考慮すること。
 - iii) 中国管内の県警が取り組む、他車の速度を抑制する「ペースメーカー運動」への参加を積極的に進める等、一般ドライバーの模範となる運転を心がけること。

② 運行時の安全確保

(通知事項等)

(制度の概要等)

路線バスの運転者は、旅客の現存するバスの運行中、自動車の重大な故障を発見し又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止すること(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第50条第1項第4号)。

(主な調査結果)

- ・ 路線バス運行時の安全確保が不十分

通知

(通知事項)

中国運輸局は、安全な運行を確保する観点から、路線バス事業者の運転者が安全運行に関する関係法令の趣旨を十分理解し、その遵守が徹底されるとともに、運行安全の確保に必要な機器等を早急に装備するよう路線バス事業者を指導する必要がある。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、運行中の車両故障への対応など車両の管理状況を自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② ①の自主点検結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i) 車両の異常・故障が発生した際には、運行管理者等への報告を始め必要な措置を適切に講じること。
 - ii) ハンズフリーマイクや時計の備付けについては法令上明確な定めはないが、特に高速乗合バスでは安全な運行に必要な設備と認められることから、装備するよう努めること。

③ 定期点検整備の励行

(通知事項等)

(制度の概要等)

自動車運送事業の用に供する自動車については、1日1回の日常点検整備、3か月ごとの定期点検整備等が義務付け(道路運送車両法第47条の2第2項、第48条)

(主な調査結果)

- ・ 3か月点検など、路線バス車両の定期点検が不十分なまま運行
- ・ 緊急時等に使用する非常信号用具等の維持管理が不十分

通知

(通知事項)

- 中国運輸局は、路線バス事業者に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。
- i 運行途上での車両故障が生じないよう、車両法に基づく3か月点検、日常点検等を確実に実施すること。
 - ii 運行途上での車両故障や車両火災事故等が発生した場合に備え、保安基準で定められた非常信号用具、消火器等の備付けを適切に行うこと。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、車両の定期・日常点検の実施状況、非常信号用具等の点検状況など車両の管理状況を自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② ①の自主点検結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i) 適切な点検実施計画の作成及び確実な点検整備の実施に努めること。
 - ii) 運行中に日常点検実施項目箇所が故障した場合には、点検の実施方法等を見直すなど、車両故障の発生を抑制すること。
 - iii) 車両に備付けが義務付けられている非常信号用具及び消火器については、非常時に確実に使用することができるよう、日常から点検を実施すること。

④ 運転者の過労防止

(通知事項等)

-(制度の概要等)-

路線バス事業者は、輸送の安全のため、過労の防止を十分考慮して、乗務時間等告示(平成13年国土交通省告示第1675号)及び改善基準告示(平成元年労働省告示第7号)に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、これらを遵守させる必要あり(運輸規則第21条第1項)。

(主な調査結果)

- ・ 運転者の過労防止対策が不十分

通知

(通知事項)

中国運輸局及び広島労働局は、路線バス事業者の輸送の安全の向上を図るため、監査・監督の場や関係団体への指導、自動車運転者時間管理等指導員の事業者への指導の機会を通じ、路線バス事業者に対し、引き続き、乗務時間等告示及び改善基準告示の周知徹底を図る必要がある。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、過労運転の防止について自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② ①の自主点検結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i) 運行管理者を始めとし、運転者の拘束時間等、勤務時間に関する確実な管理ができる体制を構築すること。
 - ii) 運行管理者に対し、乗務時間等告示及び改善基準告示等の内容について、更なる理解促進を図るための指導を徹底すること。

【広島労働局】

これまで、路線バスを運行する事業場に対する監督指導、業界団体への指導、自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問・指導等の機会を通じ、改善基準告示を周知してきたところであるが、これらの取組の徹底に加えて、運輸事業の新規参入者に対する国土交通省の講習会の際に労働基準関係法令等の教示を行うなどにより、引き続き、改善基準告示の周知徹底を図る。

⑤ その他

(通知事項等)

(主な調査結果)

- ア 従業員に対する指導監督の徹底
 - ・ 運行管理者、運転者に対する講習等が適切に行われていない。
- イ 事故報告の励行
 - ・ 路線バス事業者が重大な事故を引き起こした時に国土交通大臣に対して行う事故報告等が励行されていない。
- ウ 輸送の安全に関わる情報等の公表
 - ・ 路線バス事業者に義務付けられた輸送の安全に関わる情報等(輸送の安全に関する基本的な方針、事故に関する統計等)の公表が適切に行われていない。

通知

(通知事項)

中国運輸局は、路線バス事業者等に対し、運行管理者・運転者に対する講習等の的確な実施(ア)、事故報告・速報の的確な実施(イ)、輸送の安全に関わる情報の公表の徹底(ウ)について指導する必要がある。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、従業員の指導監督状況、事故報告の励行状況、輸送の安全に関わる情報の公表状況について自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② ①の自主点検結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i) 従業員に対する指導監督の徹底
 - ・ 事故処理担当者と運行管理者の連絡が確実に行われるよう、連絡体制の見直し、再構築を行うこと。等
 - ii) 事故報告の励行
 - ・ 自動車事故報告書の提出に当たって状況確認に時間を要するなど、未確定あるいは調査中の項目がある場合には、暫定的に提出期限内に報告を行い、後日、未確定項目の追加報告を確実にを行うこと。等
 - iii) 輸送の安全に関わる情報の公表
 - ・ 輸送の安全に関わる情報の公表について、確実に公表を行うこと。

(2) 利用者の利便確保対策

① 営業所、停留所における掲示の適正化

② 事業用車両への筆談用具の配備

(通知事項等)

—(制度の概要等)—

- ・ 路線バス事業者は、営業所、バス停留所、路線バス車両に、それぞれ、運賃・料金、運送約款、事業者名、停留所名、運行系統ごとの発車時刻、運転者名等のうち必要事項を掲示しなければならない(道路運送法第12条・第27条、運輸規則第5条・第42条)。
- ・ 路線バス車両は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備(筆談用具)を備え、同設備を保有していることを車内に表示しなければならない(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準第42条)。

(主な調査結果)

- ・ 営業所やバス停留所などに必要な掲示が不十分又は利用者にとって分かりにくい。
- ・ バリアフリー対策(バス車両への筆談用具の配備等)が不十分な路線バス車両

通知

(通知事項)

- ① 営業所、停留所における掲示の適正化
中国運輸局は、路線バス利用者の利便確保のため、路線バス事業者に対し、以下の措置を講じる必要がある。
 - i 営業所、停留所及び事業用自動車車内における掲示状況を点検するとともに、法令に則った掲示を徹底するよう指導すること。
 - ii 路線バス事業者が共同利用している停留所であって、分かりづらい掲示となっているものについては改善を図るよう要請すること。
- ② 事業用車両への筆談用具の配備
中国運輸局は、路線バス事業者に対し、バス車両内に筆談用具などの乗務員と聴覚障害者との意思疎通を行う設備を備え付けるとともに、その旨の掲示を励行するよう指導する必要がある。

(改善措置)

【中国運輸局】

- ① 管内(中国5県)の主要な乗合バス事業者41者に対し、停留所等における掲示状況、バス車両への筆談用具の配備状況等を自主点検させ、点検の結果、是正が必要な事項があった場合には速やかに対処するよう指導(平成25年1月29日)
- ② ①の自主点検結果等を受け、管内運輸支局及び管内各県バス協会を通じ、管内の路線バス事業者に対し、次の事項を指導(平成25年3月25日)
 - i 営業所、停留所及び事業用自動車車内における掲示状況について、日常的に点検を行い、適切な掲示を行うこと。
 - ii 停留所、時刻表については、利用者に分かりやすい表示となるよう努めること。
- ③ バス車両への筆談用具の配備など主務省令で定める基準に沿った設備の確保については、機会あるごとに乗合バス事業者を指導してきているところであるが、引き続き設備の適切な確保について指導する。

通知事項:2 「路面電車の安全確保及び利便向上に関する行政評価・監視」のフォローアップ

(1) 安全確保対策の実施状況

① 安全運行の確保、② 電停における安全確保

(2) 利便向上対策の実施状況

① 電停における時刻表等の掲示、② 交通弱者に対する配慮

(通知事項等)

(主な調査結果)

(1) 安全確保対策の実施状況

- ・ 速度超過の状況は全体的に改善されているものの、一部において、なお制限速度を超過
- ・ ホームの幅など、前回調査と比較して改善は行われてきているものの、引き続き改善を推進すべきと認められる実態あり

(2) 利便向上対策の実施状況

- ・ 電停における時刻表等の掲示について、引き続き改善を推進すべきと認められる実態あり
- ・ 電停へのスロープの設置等について、一部において改善が図られているものの引き続き改善を推進すべきと認められる実態あり

通知

(通知事項)

(1) 安全確保対策の実施状況

- ① 中国運輸局は、軌道経営者に対し、引き続き運転士教育の徹底を図るなど電車の運行制限速度の遵守について、指導する必要がある。
- ② 中国運輸局は、路面電車のホームにおける利用者の安全確保を図る観点から、軌道経営者に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。
 - i) 法令に基づくホームの幅員の確保について、改善は進みつつあるものの、さらに積極的に推進するよう努めること。
 - ii) ホーム安全柵については、必要な措置を講じ、円滑化基準に適合するよう努めること。

(2) 利便向上対策の実施状況

- ① 中国運輸局は、軌道経営者に対し、引き続き、法令等に則った適切な掲示が行われるようよう指導する必要がある。
- ② 中国運輸局は、軌道経営者に対し、施設の新設や大規模な改良工事実施時のほか、既存の施設についても、交通弱者に対する一層の配慮を行う観点から、円滑化基準に適合させるため必要な措置を講じるよう努めることについて指導する必要がある。

(改善措置)

【中国運輸局】

広島県内の路面電車運行事業者に対して、中国運輸局鉄道部から以下のとおり指導を行った(平成25年1月28日)。

- ① 運行安全の確保について、運転速度の遵守については、引き続き、車両添乗指導等の機会を捉えて、運転士教育を行うこと。
- ② 電停における安全確保について、停留所の幅員の確保に関する部署及び停留所の安全柵に関する部署に対し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第3項の努力規定について周知を図ること。
- ③ 電停における時刻表等の掲示について、引き続き、運転時刻表等を見やすい場所に掲示するなど適切な掲示を行うとともに、運賃・運転時刻等の問合せ先を掲示するよう努めること。
- ④ 交通弱者に対する配慮について、停留所のスロープに関する部署に対し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第3項の努力規定について周知を図ること。